

社会福祉法人神戸中央福祉会 行動計画（女性活躍推進法）

男女ともに全職員が活躍できる働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 4月 1日～令和 11年 3月31日までの 5年間

2. 課題

- ・男女の平均勤続勤務年数の差異はないが、勤続年数自体は短い。

3. 目標

目標1：男女ともに平均勤続年数を8年以上とする。

4. 取り組み内容と実施時期

取組1：有給休暇取得を促進する。

誕生日休暇、家族の日、連続3日以上の有給休暇取得の取り組みを継続。
年次有給休暇の取得率80%以上の維持を目指す。

<対策>

- 令和 6年 4月～ 法人会議・各拠点の毎月の衛生委員会にて、目標数値を周知し、毎月進捗状況を確認する。

取組2：長時間残業を削減する為の意識啓発を行う。

<対策>

- 令和 6年 4月～ 各拠点の毎月の衛生委員会にて、各部署の残業時間・残業傾向を報告し対策を講ずる。

取組3：妊娠中、産前・産後休業や育児休業復帰後の配慮や処遇に関して周知する。

<対策>

- 令和 6 4月～ 法人の規程で定められている両立支援制度を制度の利用予定者に説明する。